

## 令和2年度公益財団法人土佐山内記念財団嘱託員（常勤職員）採用試験要項

### 1 当財団の概要

高知県と高知市の出捐により、平成7年4月に設立された財団法人（平成24年4月1日に公益財団法人へ移行）で、旧土佐藩主山内家から高知県へ移管された古文書と美術工芸品約6万7千点、土佐藩や高知県に関する地域資料約1万2千点を収蔵し、整理保存、調査研究、展示、教育普及、及び歴史文化活動における地域連携、観光振興に関する活動を実施。

平成28年度より高知県立高知城歴史博物館の指定管理者となり、現在同館の管理運営にあっている。

平成28年5月からは、同年3月に指定を受けた国史跡土佐藩主山内家墓所（高知市筆山）の管理団体に指定され、史跡の管理体制の構築と適切な整備を進めるため、新たに墓所管理に関する活動を実施している。

### 2 採用予定人員及び職務内容

#### (1) 採用予定日及び採用予定人員

令和3年4月1日(木)

嘱託員(総務・経理担当) 1名

#### (2) 職務内容

高知県立高知城歴史博物館における総務・経理事務

指定管理者・公益法人に関する事務、予算・決算事務、財務会計事務、社会保険・雇用保険事務、契約・支払・収入事務等

※常勤職員1名とともに、総務・経理事務の全般を対象に業務を行う。

※採用後の事業体系の編成替え等により、職務内容や職掌の変更の可能性もある。

### 3 雇用契約

雇用期間は3年以内とする。ただし勤務成績が良好で運営上欠かせない人材であるときは雇用を延長することがある。

### 4 応募資格

#### (1) 次のいずれにも該当する者が応募できる。

① 四年制大学を卒業した者（令和3年3月31日までに四年制大学を卒業見込みの者を含む）。

② 簿記2級以上の資格を保持している者（採用日までに資格取得の者を含む）。

③ パソコンの操作に堪能な者（ワード、エクセル等）。

④ 普通自動車免許（AT限定可）を保有し、運転ができること。

#### (2) 次のいずれかに該当する者は応募できない。

① 成年被後見人及び被保佐人

② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入した者



(3) 給与等

給与は当財団の給与規程（高知県の行政職給与表に準じる）が適用され、扶養手当、通勤手当、住居手当等が条件に応じて支給される。

また、期末・勤勉手当も支給される。

令和2年4月1日現在の初任給は213,200円です。

(4) その他

当財団は、日本育英会等の奨学金返済免除の対象とはならない。

採用後6ヶ月は試用期間とする。

その期間の勤務実績が良好である場合に正規の雇用契約を締結する。

ただし、理事長が必要と認める場合には、試用期間を1年間まで延長することがある。

8 資料請求・問い合わせ先

公益財団法人土佐山内記念財団

高知市追手筋2丁目7番5号

電話 (088) 871-1600

担当 秋澤・榎本

ホームページにも、要項と提出用別紙様式書類を掲載  
<http://www.kochi-johaku.jp>